

日本共産党仙台市議団の庄司あかりです。ただいま議題となっております議案55件中、4件について反対の討論を行います。

今議会では、新型コロナウイルスの感染拡大で、日々刻々と変化する状況と対応策が問われ続けてきました。深刻な影響があらゆる分野で生じています。地域経済、とりわけ雇用・収入についての対策や、市内の中小・小規模事業者を支えるための緊急の対応を求める声が多く、会派から出されました。そうした混乱の中でありながら、地域経済の支え手である卸売市場の姿が大きく変えられようとしています。第32号議案 仙台市中央卸売市場業務条例の全部改正についてです。

条例改正の背景にあるのは卸売市場法の改定であり、公営であった中央卸売市場の民間開設や、セリ原則の取引ルールを撤廃して自由化に道を開くことを可能にするものです。

本市においては、公営を維持することとしたのは当然ですが、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則という重要な取引ルールについて条例から削除し、規制緩和した上で規則に移すという提案がされています。

卸売市場では、売り手と買い手が一堂に会し、食料品の適正な取引価格が日々決められています。卸売業者が仕入れてきた品物を、買い付けて小売店に売るのが仲卸業者です。生産者の立場で、少しでも高く売ろうとする卸売業者と、小売店や消費者の立場でよいものをより安く買おうとする仲卸業者が、公開のセリで、その日の入荷量と品物などを総合的に判断して価格を決めるのがセリ原則です。この両者の関係が、結果的に生産者と消費者の利益を守ることに繋がってきました。

「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」が緩和されることで、原則とされてきたセリ取引が例外取引となり、卸売業者や仲卸業者と大手のスーパーや外食産業との直接取引が拡大することになります。大手流通資本が物を買占め、優越的な地位を利用して、仕入れ価格の値下げを要求し、価格決定権を握ることが可能になります。それによって適正な価格形成に役割を果たしてきた仲卸の取引量は確実に減ることになります。

また、肉や魚などの現物を必ず市場を通すという「商物一致の原則」が撤廃されれば、産地の品物が市場に入らず、帳面だけの売買になってしまいます。仲卸の目利きの力に依存してきた専門小売商いわゆる八百屋さん、魚屋さん、肉屋さん、花屋さん、そして料理店、すし店などにおいて、買出人の仕入れが困難となります。仙台市の経済を支えている小規模事業者への影響は計り知れません。

取引ルールの緩和は、仲卸業者にとっては死活問題であり、営業権に大きく関わります。条例見直しにあたって、文書法制課からは「権利義務を規制するのは、きちんと条例で規制しなければならない」との見解が示されたにも関わらず、条例から削除する提案になっていることは重大です。

札幌市は（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則）を、京都市・横浜市は（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止）を条例に残しました。経済局長は「条例案はおおむね現行の取引ルールを踏まえたもの。原則制限するという考え方に基づけば札幌市、京都市と同じような考え方」とお答えになりましたが、そうであれば他都市と同様に条例に明記すべきです。規則に移すのは後退に他なりません。

予算等審査特別委員会では、規則の改正は議会の承認を得ずに行えるとの指摘に対し市場長が「規則の改正は市長裁量だが、市場関係者との協議を経て決めていきたい」と述べられました。しかし、そもそも今回の条例改正さえ、市場関係者の声を受け止めずに強硬に進めてきたという問題があります。

築地市場で15年間働き、市場についての著書を多く出版している富岡一成氏は「セリ取引では、数量や輸送コストなどは考慮されない。たくさん買えば安くなるとか、遠くから来た荷が優遇されることは一切なく、単純に需要と供給における商品価値のみが評価される。いくら商品価値が高くても、供給量が大きければ、生産コストに見合った価格がつかないこともあるし、逆に需要の方が高ければ、生産コストを大きく上回る価格も生まれる。投機的要素や欺瞞的行為は介在せずに、常に集荷状況と需要の大きさによって弾力的に価格が決定されるセリ取引は、不安定な生鮮食料品を安定的に供給する最も適した取引方法である。」と語っています。

競争市場における需要と供給の一致点の価格は均衡価格といい、市場は需要と供給を自動的に一致（均衡）させる役割を持ちます。この価格の自動調節機能を近代経済学の祖、アダム・スミスが「神の見えざる手」と表したことはあまりにも有名です。市場の価格均衡は資本主義経済が生み出した合理的な仕組みであり、それを担保するのに必要なのが資本力の大小に関わらず競争に参加できるルールです。そのお手本とも言えるのが卸売市場におけるセリ取引ではないでしょうか。市場の公正・公平な価格形成機能の保障は、市民に安全な食材を安定的に供給するという市場の使命と一体です。重要な取引ルールは条例で堅持することを求めて本議案に反対いたします。

同様に、市民に対し、安心・安全な供給を行う使命を持つのが本市ガス事業です。第29号議案 令和2年度仙台市ガス事業会計予算には、民営化推進費8000万円が含まれています。ガス事業の民営化にあたって、市はわざわざそのための

財団法人をお金を出して設立し、市職員を財団法人に派遣する形で、ガスの製造、供給、保安の業務に従事しながら事業の継承を行うとのことです。結局、引き継ぎ期間はガス事業の根幹部分を市の職員が担う仕組みです。全国でも例のないこうした手法をとる理由についてガス局は「公営企業として全国最大規模であることから、ガスの安全・安定供給のために十分な引き継ぎ期間をとり、確実に事業を引き継ぐため」としています。つまりは、ガスの製造・供給・保安管理という根幹的な業務について、市の職員が従事する財団法人に頼らなければできないような民間企業に売り渡すのが前提ということになります。そこまでして民営化するメリットが一体どこにあるのでしょうか。予算等審査特別委員会では、現在公営のため免除されている費用等も発生することからガス料金に転嫁される可能性があることを指摘しました。これまでのように、ガス料金の改定について議会が議決することも無くなります。市民の声をガス事業に反映させる仕組みが失われることの重大性を、議会も重く受け止めなければなりません。

インフラとしてのガスが安価に、安定供給されることこそ市民の願いであり、市ガス事業の本旨であるはずですが、それなのに、ガス事業管理者は「今後、経営状況が厳しくなることを考えれば、経営が安定している今だからこそ民営化するチャンス」だとおっしゃいます。それはひとえに企業価値の論理であり、市民へ将来にわたってガスを安定的に供給していくために考えられた方針ではありません。どうして市民の利益につながるのか、市民が納得できるだけの説明も行えないガス事業の民営化を進めることは認められません。よって、本議案に反対です。

第 58 号議案 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。本議案は、国保料の賦課限度額を医療分で 2 万円、介護分で 1 万円引き上げるものです。3 年連続の引き上げで、賦課限度額は 99 万円にのぼり 100 万円の大台の一步手前となります。

限度額の引き上げについて、全国市長会の代表は、厚労省に対し「500 万円程度の所得で限度額に達する自治体がある」として抜本的な制度見直しを求めています。まさに仙台市がこうした自治体に該当し、介護分でいえば 4 人世帯で 506 万円の所得で限度額に到達します。

国は限度額の引き上げで中間所得層の保険料負担を緩和したいとしています。厚労省の推計では、年収 400 万円世帯で今年度 30 万 2000 円の国保料が、限度額を引き上げることで新年度は 31 万円となるとしています。限度額の引き上げは高すぎる国保料の抜本的な改善にはつながらないということです。厚労省は「自治体が引き上げを見送るという判断はあり得る」としており、市が引き上げない決断をすることは可能です。

健康福祉局長は「国において、限度額超過世帯割合を被用者保険の1.5%に近づけるという方針のもと段階的に引き上げていることを踏まえ」とおっしゃいますが、厚労省によると、今回限度額を引き上げたとしても超過世帯割合は1・69%が1.68%になるだけでほとんど変わりません。

協会けんぽなどの他の被用者保険に比べて国保料が高いのは、世帯の人数に応じて保険料が引き上がる均等割によるものです。市は、子どもの均等割を3割減免していますが年間の保険料では子ども1人あたりわずか1万円程度です。全国の自治体では、子どもの均等割を廃止したところもあります。被用者保険に近づけるというのであれば、こうした方向の努力こそ必要であり、高すぎる国保料の引き下げを求めて本議案に反対します。

第14号議案 令和2年度仙台市一般会計予算は、郡市長にとって3度目の予算編成にあたります。施政方針の柱である「若い力が育ち、活躍するまちへの挑戦」のうち子育て・教育分野では、いじめ相談支援窓口の新設や子ども家庭応援センター、一時保護専用施設の設置などの新規事業、子ども医療費助成拡充のためのシステム改修費、若者が市政に参画しやすい環境づくりなどが盛り込まれています。取り組みの前進を評価するものです。

一方、「子育てするなら仙台」「子育て世代から選ばれる都市に」という市長のお考えとは、どうしても相いれないのが学校給食費の保護者負担の値上げです。子どもたちの給食を、栄養価を満たし地場の食材を活用した、豊かで美味しいものにしたい。この願いは保護者もご当局も私たち議会も一致しています。この点について異議を唱えるものではありません。では、そうした給食の充実を市がどうやって図っていくのか、そのことが問われています。

本議会でたびたび取り上げられた兵庫県明石市では、幼保無償化で市が独自に行ってきた保育料減免の予算7億5000万円が浮くとして、その一部を活用し、新年度から中学校の給食を無償化します。給食の無償化をめぐるっては、明石市の教育委員会は財政的な課題があることを理由に難しいとの見解でしたが、弁護士資格を持つ明石市長は憲法26条第2項「義務教育はこれを無償とする」という規定を理解し、それを遵守する立場から実現をめざしたとお聞きしました。明石市において、学校給食の無償化はSDGsのまちづくりを進めるうえでも重要なテーマとされており、具体的にはSDGsの目標①貧困をなくそう②飢餓をゼロに③すべての人に健康と福祉を④質の高い教育をみんなに、の4つの目標に位置付けられています。翻って、仙台市において、今すぐ給食の無償化を進めることを求めているわけではありません。せめて今回の値上げ分6億円は公費で負担すること、6億円が難しければ一部補助や多子世帯への減免などの手立てをとること、将来の物価上昇分まで現在の保護者に負担させるのをやめる

ことなど、様々な方策を提案してきました。

また、今回の保護者負担の値上げが実施されれば、政令市中、給食費は上から2番目、3番目となる一方、経済的に困難を抱える家庭を支援する就学援助の基準額は下から3番目と低い水準になっていることも指摘しました。市長は「就学援助の認定基準については他都市の制度や実情の把握に努める」とご答弁されましたが、本来であれば給食費の値上げを提案する前に、子育て世帯の実情を把握したうえで、低所得世帯に対する支援と合わせて提案されてしかるべきだったのではないかと思います。

宮城県議会では村井知事がコロナウィルスの影響を鑑みて上程した宿泊税導入の条例案を取り下げました。世論に押されたとはいえ、一度提案したものを取り下げるのは勇気がいることであり、英断だと言えます。県は宿泊税の再来年度からの導入はとてもできないと判断したわけですが、仙台市においてはこの4月からの保護者負担の値上げです。

そもそも、コロナウィルスによる一斉休校など、予算編成時にも議案上程時にも想定していなかった事態が起こっています。ただでさえ、保護者への丁寧な説明をしていない中、説明や周知を行う機会さえもはやありません。

学校給食運営審議会の答申もこうした事態を前提にしたものではありません。条例上、給食費を決めるのは市長です。

想像もしえない事態が起こったときに、市民生活への影響を最小限にし、市民の暮らしと安寧を守るために、臨機応変な対応が求められるということが9年前の東日本大震災の教訓ではないでしょうか。

今こそ、市長の政治決断が必要です。

給食費の最初の徴収は6月末であり、食数調整などで年度末まで年間の保護者負担額は確定しません。年度途中であつても再考することを強く求め、第14号議案 令和2年度仙台市一般会計予算 第1条歳入歳出予算中 歳入 第25款 諸収入のうち、学校給食費収入として6億円もの大幅負担増をそのまま子育て世帯に課すことに同意できません。

以上で討論といたします。ご清聴ありがとうございました。